

文化財行政に関する現状について

文化財活用係

1. 文化財保護制度の見直し

(背景)

- ・ 過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景とする文化財の滅失・散逸、担い手不足への対応が緊急の課題
- ・ 未指定を含めた有形・無形の文化財について、町づくりに生かしつつ、次世代に引き継いでいくことができるよう、地域社会総がかりで取り組むことが必要



文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 (H31.4.1 施行)

(概要)

- ・ 都道府県は、区域内の文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる。
- ・ 市町村は、都道府県の大綱が策定されているときは、これを勘案し、区域内の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- ・ 認定を受けた市町村においては、文化庁長官の権限に属する事務の一部を行うことを可能とする。
- ・ 重要文化財等の所有者は、所有している重要文化財の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- ・ 認定を受けた計画に記載された現状変更の許可等について手続の弾力化を図る。
- ・ 地方公共団体は、条例の定めるところにより、文化財の保護に関する事務を首長が担当することができる

2. 本県の大綱策定スケジュール

令和元年 6月	第1回検討懇話会（骨子案）
令和元年 7月	市町から意見聴取
令和元年 9月	第2回検討懇話会（素案）
令和元年 11月	第3回検討懇話会（原案）
令和元年 12月	県民政策コメント実施、市町から意見聴取
令和2年 2月	（最終案）
令和2年 3月	策定

※ 常任委員会、教育委員会等から適宜意見をうかがいながら進める。